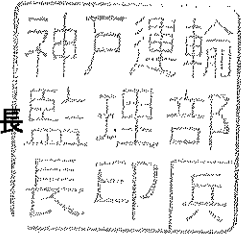


神兵整第55号の9
令和4年5月6日

一般社団法人 兵庫県レンタカー協会会長 殿

神戸運輸監理部長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて（依頼）

平素は、国土交通省の交通行政にご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

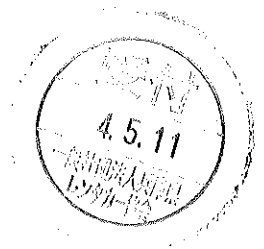
不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として暴走行や過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染や騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため検査時に基準適合状態としながら、時後に部品の取付けや取外しをする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について検査で合格を強要する悪質な事業者もいる状況であります。

このような状況に鑑み、神戸運輸監理部では令和4年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととし、当局における事情を勘案した「実施細目（近畿地方版）（別添1）」を作成し本運動を実施することとしましたので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、本運動の実施について、貴会傘下会員様に周知いただけますよう重ねてお願い申し上げます。



不正改造車の使用排除について

国土交通省神戸運輸監理部では、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車等を排除し、道路交通の安全確保、公害の防止を図るため、6月に「不正改造車排除運動」を展開しています。

不正改造車は、自動車の安全性の確保を著しく損なうとともに、排出ガス、騒音等公害を発生させ、社会に迷惑をかけることとなります。このような不正改造車を排除するためには、自動車使用者はもとより、自動車に関係するすべての方々に「不正改造を許さない!」という意識をもって頂くことが大切です。

つきましては、荷主の方々におかれましても、この運動の趣旨をご理解いただき、過積載を目的とした不正改造車を使用しない等、適正な積載量の励行を図り、不正改造車を排除し、自動車を正しく使用されることをお願いします。

なお、不正改造車に関するお問い合わせは、下記の運輸局等「不正改造車・黒煙110番」へ

運 輸 局 等	電 話
近 畿 運 輸 局	0 6 (6 9 4 9) 6 4 5 3
大 阪 運 輸 支 局	0 7 2 (8 2 2) 4 3 7 4
和泉自動車検査登録事務所	0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 6 0
なにわ自動車検査登録事務所	0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 5 9
京 都 運 輸 支 局	0 7 5 (6 8 1) 9 7 6 4
京都運輸支局京都南検査場	0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 6 2
神戸運輸監理部 兵庫陸運部	0 7 8 (4 5 3) 1 1 0 3
姫路自動車検査登録事務所	0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 6 7
滋 賀 運 輸 支 局	0 7 7 (5 8 5) 7 2 5 2
奈 良 運 輸 支 局	0 7 4 3 (5 9) 2 1 5 3
和 歌 山 運 輸 支 局	0 7 3 (4 2 2) 2 1 5 3